

知多都市計画道路 1・3・6号西知多道路に係る環境影響評価書に対する
環境大臣意見

知多都市計画道路 1・3・6号西知多道路(以下「計画路線」という。)は、愛知県東海市を起点とし、同県常滑市を終点とする延長約 18.5km(北部区間 9.2km、南部区間 9.3km)の道路である。伊勢湾岸自動車道や知多横断道路、名古屋高速道路などと接続することにより、名古屋都市圏自動車専用道路網を形成し、知多地域のみならず広く名古屋都市圏の今後の発展に寄与することを目的として計画されている。

計画路線は、知多半島西部の工業地帯の東側に沿った国道を 4車線から 6車線に拡幅する北部区間と、田園及び丘陵地帯に 4車線のバイパスを新設する南部区間から構成される。北部区間の大部分は地表式構造であり、南部区間の大部分は地表式又は嵩上式構造となっている。

計画路線の対象事業実施区域及びその周辺には、起伏の緩やかな丘陵地に耕作地、ため池等が存在し、それらが一体となって動植物の生息・生育の基盤を形成している。これらの地域には、希少な動植物が生息・生育していることが確認されており、事業の実施に当たって環境保全措置が適切に講じられなければ、動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置が確実に実行され、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずることが必要である。

1. 総論

(1) 調査・予測・評価の再実施について

事業実施までに交通の状況、猛禽類の営巣状況等について変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

(2) 環境保全措置の具体化について

今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家の意見等を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。

(3) 事業者への適切な引継について

環境保全措置の実施は、事業者が行うこととなるが、現時点では事業者が未定である。このため、事業者による十全な環境保全措置の具体化及び実施がなされるよ

う、計画路線の環境影響評価に係る資料等の知見の事業者への引継に当たっては、遺漏のなきよう十分に配慮すること。

2. 各論

(1) 動植物について

水の濁りの防止について

対象事業実施区域及びその周辺の河川やため池には絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においては濁水の流出防止に十分配慮すること。

野生動物の移動経路の確保について

野生動物の移動経路の確保に係る環境保全措置として検討されているボックスカルバートは人獣共用のものであり、このことが野生動物の選好性に影響を及ぼす可能性があることから野生動物の利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じること。

(2) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載すること。